

ニッポン 全国 物産展

出展マニユアル

物産展会場で必要な情報が含まれております。
会場にご持参ください。

会期：令和5年11月17日(金)～19日(日)

会場：池袋サンシャインシティ

主催：全国商工会連合会

●出展マニュアル目次

| | |
|------------------------------|-----|
| ●開催日程と会場 | ii |
| ●事務局運営体制 | iii |
| ●ニッポン全国物産展出展に際して | iv |
| 1. 物産展での商品PR・販売方法について | iv |
| 2. ご出展にあたっての留意事項 | iv |
| 3. いわゆる「取り込み詐欺」について | v |
| I. 出展品について | 1 |
| 1. 特産品の選定 | 2 |
| 2. 出展品の申請 | 2 |
| II. 設営について | 3 |
| 1. 基本設営 | 4 |
| 2. 備品カタログ | 5 |
| 3. その他備品・設備 | 11 |
| 4. ブース装飾・施工上の留意点 | 12 |
| 5. 防災上の留意点 | 13 |
| III. 搬入・搬出について | 17 |
| 1. 搬入・搬出全般 | 18 |
| 2. ヤマト運輸による発送方法のご案内 | 20 |
| 3. 搬入・搬出にヤマト運輸以外を利用する場合 | 26 |
| 4. 赤帽・チャーター便・社用車で搬入・搬出する場合 | 27 |
| 5. 搬入経路 展示ホールA（乗用車・ワゴン） | 28 |
| 展示ホールB（乗用車・ワゴン） | 29 |
| 展示ホールA（2t～4t） | 30 |
| 展示ホールB（2t～4t） | 31 |
| IV. イベント実施に関わる協力依頼について | 33 |
| 1. 宣伝・PR関係 | 34 |
| 2. PRコーナー ポスター、パンフレット等提供のお願い | 34 |
| 3. アンケート | 35 |
| 4. 出展品の売上管理 | 35 |
| V. 幹旋事項について | 39 |
| 1. アルバイトの手配 | 40 |
| 2. マネキンの手配 | 41 |
| VI. 保健衛生対策マニュアル | 43 |
| 1. 食品衛生対策上の留意点 | 44 |
| 2. 食品の表示について | 45 |
| VII. 酒類販売マニュアル | 51 |
| 1. 酒類の販売と必要手続き | 52 |

●開催日程と会場

■催事名：『ニッポン全国物産展』

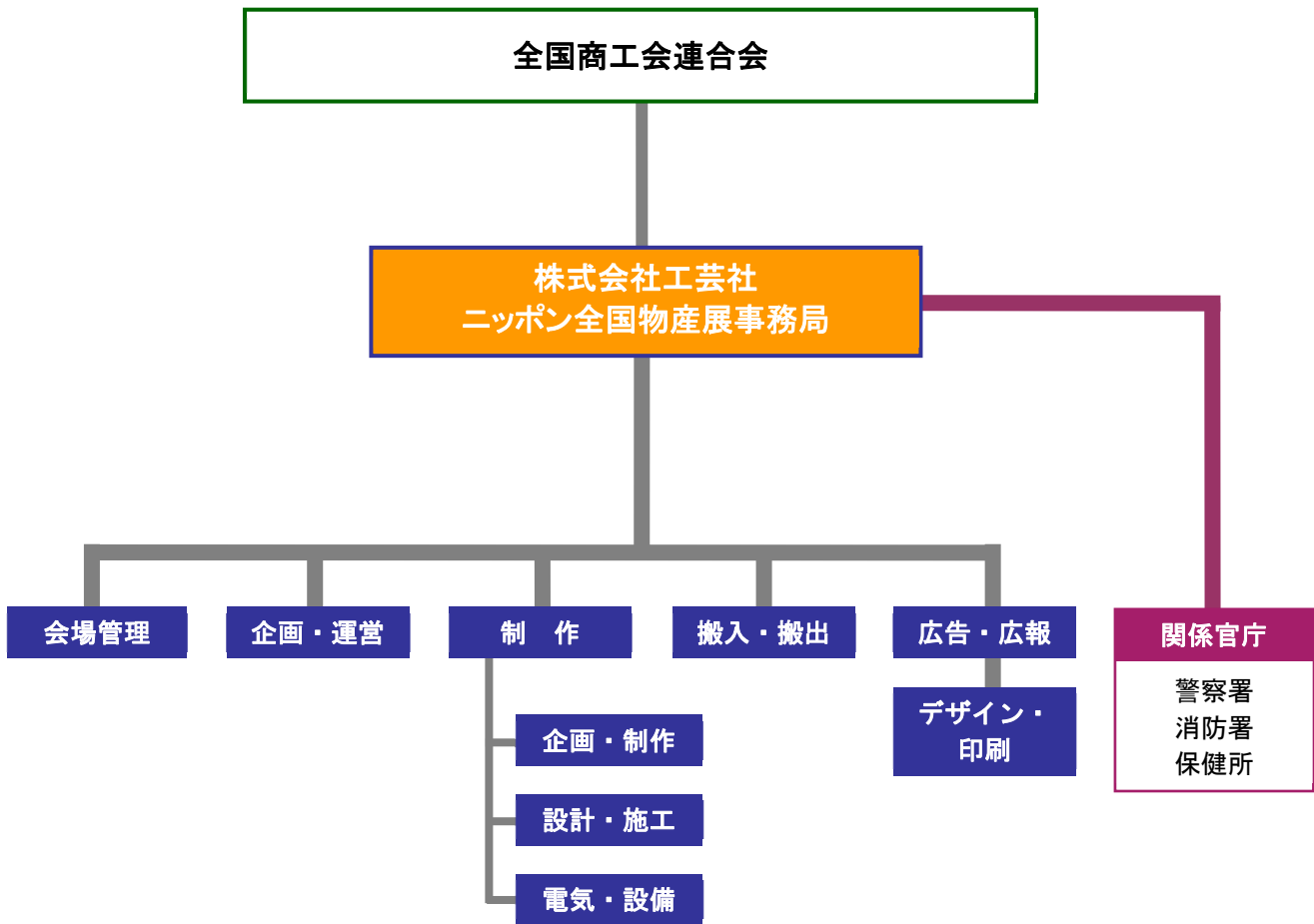
■開催期日：令和5年11月17日（金）～19日（日）の3日間

■開催時間：10：00～19：00（最終日は18：00まで）

| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
|----------------------|---|------------|------------------------|------|----|----|---------------------------|------------------------|---------------|----|-----------------------|----|----|----|--|
| 11月14日(火) | | | 基礎工事 | | | | | | | | | | | | |
| 11月15日(水) | | | | 設備工事 | | | | 指定運送業者<ヤマト運輸> 常温 搬入 | | | | | | | |
| 11月16日(木) | | | ヤマト以外の運送業者・ヤマトチャーター便搬入 | | | | 指定運送業者<ヤマト運輸> 冷凍冷蔵品 搬入 | | 出展者搬入 小間装飾・陳列 | | | | | | |
| 11月17日(金) ・18日(土) | | 開場 9:00 | 開催時間10:00～19:00 | | | | | | | | | | | | |
| 11月19日(日) | | 開場 9:00 | 開催時間10:00～18:00 | | | | | | | | 搬出 19:00～ 20:00 | | | | |

■会場：池袋サンシャインシティ 展示ホール A・B

●事務局運営体制



株式会社工芸社（ニッポン全国物産展事務局）

担当：小原、上川、古井、森泉、和泉田

〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-26SKビル4F

TEL 03-3868-2880 FAX 03-5801-0795

E-mail: info@all-nippon.jp HP: <http://all-nippon.jp/>

●ニッポン全国物産展出展に際して

1. 物産展での商品PR・販売方法について

商品を販売するにあたっては、自分が買う立場＝『お客様の立場』になって自社の商品や販売方法を改めて見直すことが大切です。また、物産展は短期間ですので、通常の店舗での陳列や販売方法と異なる部分もあります。そのため、商品の魅力を伝え、購買につなげるためには、出展する前に以下のような準備をしておくことをおすすめします。

①お客さまに気づいてもらう

- お客様の目につきやすいよう、売り場の装飾や陳列を工夫したり声をかけたりをしましょう。
- 商品をきれいに整理して並べましょう。
- 商品は多すぎず少なすぎず。
- 商品名やセールスポイントを記した「POP」や「値段表」を準備しましょう。

②お客様に商品の関心を持ってもらう

- 商品の原料や製造などの“こだわり”や“セールスポイント”を整理して説明できる準備をしておきましょう。
- 原料、製造方法、珍しさなどを簡単な説明書（リーフレット、チラシ等）を作成しましょう。

③お徳感や希少性などをお客様にメリットをお伝えする

- 買いたい！欲しい！と思っただけには、お徳感や希少性なども伝えましょう。
- 過去のお客様のお褒めの言葉や、掲載された新聞等のメディア記事なども準備しておくとう効果的です。

④気持ちよく買っていただき、印象を残す

- 感謝の気持ちで商品をお渡ししましょう。
- ファンやリピーターになっていただきましょう。
- 普段どこで売っているか、再び購入したい場合はどのような方法があるか、提供できるアフターサービスなどを伝えましょう。
- 買っていただいたお客様には、後日DMを送付するなどしてファンやリピーター（固定客）になっていただきましょう。

2. ご出展にあたっての留意事項

令和5年11月17日から令和5年11月19日にサンシャインシティで実施する「ニッポン全国物産展」に出展するにあたっては、下記の事項について遵守されるようお願い申し上げます。

- ①出展に際しては、関係法規を遵守し、お客様にご提供する商品の内容・品質等についての万全の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ②本催事に出展する商品の欠陥等により、万一、お客様に損害が生じたときは、速やかな解決をはかるとともに、これに必要な費用一切をご負担いただきますので商品管理等の徹底をお願いいたします。
- ③本催事の運営等にあたっては、会場となるサンシャインシティ及びニッポン全国物産展事務局の運営にご協力くださいますようお願いいたします。

3. いわゆる「取り込み詐欺」について

近年、「展示商談会」及び「展示販売会」等において出展・PRしている事業者に対し、商談をもちかけ、商品を納入させた後、支払い期限になっても代金を支払わず、連絡がつかない等、いわゆる「取り込み詐欺」の事例が報告されております。

本物産展会期中及び会期後、不正業者の被害に遭わないよう、新規の取引にあたっては下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

- ①「代金前払い商品引渡し」条件での取引の検討
- ②「小額取引」条件での取引の検討
- ③取引相手の信用調査の実施
 - ・日経テレコンの活用
 - ・帝国データバンクや東京商工リサーチ等への掲載の有無
 - ・掲載がある場合、代表者、役員、借入及び負債の確認

【報告された手口】

- ①〇〇〇に出展したのを見て、良い商品なので、是非取引したいと申し出る。
- ②少量の発注を出す。
- ③最初の支払いは、期限前に支払う。
- ④追加で大量注文した後、代金を支払わない。



I. 出展品について

1. 特産品の選定

出展者は次の基準に基づいて、特産品を選定して下さい。

出展特産品の選定基準

- ①出展する商品は特産品等を中心に選定してください。
- ②出展品は十分調整し、現在既に知名度の高い特産品、類似品等はなるべく避けてください。
- ③取り扱いが極めて難しいものは避けてください。また、高額な出展品については出展者の責任において十分な管理をお願いします。
- ④臭気等の強い出展品については、他の出展者および来場者の迷惑となりますので避けてください。

※出品物の製造者責任に関して事務局では一切の責任を負いかねますので各出展者にて保険に加入する等の措置をお願いいたします。

2. 出展品の申請

様式 1
食 品

提出 9/8

様式 7-1
食 品

提出 9/8

<様式の提出>

- ・出展特産品が食品の場合

様式 1 『出展特産品申請書』 データを添付のうえメールで提出

提出日：9月8日（金）

様式 7-1 『出展特産品申請書』 一括表示ラベルと写真を添付のうえメールで提出

提出日：9月8日（金）

※様式 1・2 データは、そのまま「出展品一覧」に使用しますので、間違いのないようご記入ください。

- ・出展特産品が食品の場合、P. 43 VI. 保健衛生対策マニュアルを必ずご参照ください。
- ・出展特産品が酒類の場合、P. 51 VII. 酒類販売マニュアルを参照のうえ、必要書類をご提出ください。



Ⅱ. 設営について

1. 基本設営

会場設営において、次の基本部分については全国連（主催者）にて手配および設営を行います。

■展示スペース

各都道府県ごとに区切られたブースを配置します。1出展者あたりのスペースは約5m²を基本としますが、共通設備の配置によりスペースの形状は異なります。また、販売員の立つスペースも含まれますのでご注意ください。

■基本装飾・設備

各都道府県共通設備

各県ごとにダブルシンク、手洗い（消毒装置付）、湯沸し器を必要に応じて設置します。各ホールごとに冷凍冷蔵ストック（1出展者あたり30Qまで。）を用意いたします。

基本備品

- 各出展者につき一枚の出展者名表示プレート
- フードコート：実演台（中棚付き）3尺 1台
- 物販：会議テーブルW1800×D600×H730 1台

※備品カタログについては5～10ページをご参照ください。

※オプションレンタルとしてお申し込みいただいた冷蔵、冷凍ストッカーはブースから離れた場所に設置することがあります。

※電気器具については11ページ参照のうえ、別途様式4のお申し込みが必要となります。

各ブロックごとにカラーにより差別化を図ります。

※詳細は後日発表。

<様式の提出>

様式3-1『基本備品・オプションレンタル備品申込書』

様式3-2『レイアウト図』

提出日：9月8日（金）

備考：11月2日（木）以降のキャンセルや変更につきましてはキャンセル料が発生する場合がありますのでご注意ください。

様式3

提出9/8

2. 備品カタログ

* 金額は消費税込みです。

平型冷蔵オープンケース

※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



PHO-R4GZ ¥38,500

外形寸法:W1200×D900×H900
内形寸法:W1100×D728×H250
有効内容積:170ℓ
消費電力:単相100V/440W
使用温度:-2~2℃



PHO-R5GZ ¥40,700

外形寸法:W1500×D900×H900
内形寸法:W1400×D728×H250
有効内容積:216ℓ
消費電力:単相100V/470W
使用温度:-2~2℃



PHO-R6GZ ¥43,400

外形寸法:W1800×D900×H900
内形寸法:W1700×D728×H250
有効内容積:262ℓ
消費電力:単相100V/490W
使用温度:-2~2℃

冷蔵対面ショーケース

※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



TSA-090 ¥44,700

外形寸法:W900×D650×H1210
内形寸法:W825×D406×H616
消費電力:単相100V/390W
使用温度:3~7℃



TSA-120 ¥48,500

外形寸法:W1200×D650×H1210
内形寸法:W1125×D406×H616
消費電力:単相100V/430W
使用温度:3~7℃



TSA-150 ¥51,100

外形寸法:W1500×D650×H1210
内形寸法:W1425×D406×H616
消費電力:単相100V/420W
使用温度:3~7℃



TSA-180 ¥57,500

外形寸法:W1800×D650×H1210
内形寸法:W1725×D406×H616
消費電力:単相100V/450W
使用温度:3~7℃

平型冷凍オープンケース

※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



SCR-ES5000R ¥44,000

外形寸法:W1500×D900×H890
内形寸法:W1430×D700×H210
有効内容積:210ℓ
消費電力:(除霜時)3相200V/1630W
使用温度:-22~-20℃



SCR-ES6000R ¥44,440

外形寸法:W1800×D900×H890
内形寸法:W1730×D700×H210
有効内容積:254ℓ
消費電力:(除霜時)3相200V/1950W
使用温度:-22~-20℃

ヒナ段冷蔵オープンケース

※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



SAR-ES90KR ¥39,600

外形寸法:W900×D750×H1200
内形寸法:W866×D562×H478
有効内容積:203ℓ (350ℓ缶:258本)
消費電力:単相100V/510W
使用温度:5~10℃

* 金額は消費税込みです。

卓上電気蒸器※2



M-11 ¥37,400

外形寸法:W300×D300×H270
温度調節:6段階切換式
消費電力:単相100V/1kW

床置電気蒸器※1※2



NES-650N ¥72,200

外形寸法:W570×D720×H680
温度調節:3段階切換式
消費電力:3相200V/6kW

ジュースディスペンサー※2



GT-5 ¥31,900

外形寸法:W323×D435×H575
消費電力:単相100V/220W
ジュース容量:18ℓ



DS-10W ¥34,100

外形寸法:W252×D440×H572
消費電力:単相100V/300W
ジュース容量:10ℓ×2

電磁調理器※2



EZ-HA26 ¥9,900

外形寸法:W330×D336×H59
電力調節:(弱)200W~(強)1300W
消費電力:単相100V/1.3kW



DD-13BA ¥52,800

外形寸法:W450×D600×H180
消費電力:3相200V/3kW
プレート寸法:W330×D400
製品重量:22kg

ホットプレート※2



EA-GR25 ¥7,700

外形寸法:W660×D390×H132
消費電力:単相100V/1.3kW
プレート寸法:W500×D310

卓上電気フライヤー※2



EF-5 ¥25,300

外形寸法:W300×D470×H220
温度調整:50~200℃サーモ可変式
油量:5ℓ
消費電力:単相100V/1.5kW

冷蔵ストッカー ※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



SH-R360 ¥32,670

外形寸法:W1111×D662×H893
内形寸法:W960×D515×H753
有効内容積:358ℓ
消費電力:単相100V/82W
使用温度:5±3℃



SH-R700 ¥39,600

外形寸法:W1781×D730×H893
内形寸法:W1630×D583×H753
有効内容積:690ℓ
消費電力:単相100V/122W
使用温度:5±3℃

冷凍ストッカー ※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



SH-F360 ¥32,670

外形寸法:W1111×D662×H893
内形寸法:W960×D515×H753
有効内容積:358ℓ
消費電力:単相100V/82W
使用温度:-24~-20℃



SH-F700 ¥39,600

外形寸法:W1781×D730×H893
内形寸法:W1630×D583×H753
有効内容積:690ℓ
消費電力:単相100V/122W
使用温度:-24~-20℃

※1 給排水費用込み

※2 実演販売をする場合には、必ず実演台と一緒にご使用ください

* 金額は消費税込みです。

冷凍・冷蔵コールドテーブル

※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



CT-FR120 ￥38,300

外形寸法:W1200×D600×H820
内形寸法:W380×D487×H609冷凍室
W380×D487×H609冷蔵室
有効内容積:104ℓ/冷凍室
110ℓ/冷蔵室
消費電力:单相100V/300W
使用温度:-25~15℃(冷凍)
-3~8℃(冷蔵)

CT-FR180 ￥43,400

外形寸法:W1800×D600×H820
内形寸法:W430×D487×H609冷凍室
W930×D487×H609冷蔵室
有効内容積:121ℓ/冷凍室
265ℓ/冷蔵室
消費電力:单相100V/400W
使用温度:-25~15℃(冷凍)
-3~8℃(冷蔵)

冷蔵コールドテーブル

※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



CT-R120 ￥33,000

外形寸法:W1200×D600×H820
内形寸法:W788×D500×H514
有効内容積:214ℓ
消費電力:单相100V/160W
使用温度:-6~12℃

CT-R180 ￥38,500

外形寸法:W1800×D600×H820
内形寸法:W1388×D435×H514
有効内容積:376ℓ
消費電力:单相100V/190W
使用温度:-6~12℃

冷凍コールドテーブル

※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



CT-F120 ￥34,540

外形寸法:W1200×D600×H820
内形寸法:W830×D487×H609
有効内容積:240ℓ
消費電力:单相100V/270W
使用温度:-25~15℃

CT-F180 ￥40,700

外形寸法:W1800×D600×H820
内形寸法:W1430×D487×H609
有効内容積:415ℓ
消費電力:单相100V/350W
使用温度:-25~15℃

電気炊飯器



NS-QA36 ￥16,060

外形寸法:W360×D455×H360
炊飯容量:3.6ℓ(2升)
消費電力:单相100V/1410W

電気保温ジャー

*保温のみとなります。
炊飯はできません



THA-C60 ￥12,800

外形寸法:W435×D358×H315
保温容量:5.4ℓ(3升)
平均保温電力:单相100V/38W
製品重量:5.2kg
キャスター:なし

ソフトクリームサーバー
※1※2



SSF-M440P ￥206,200

外形寸法:W508×D780×H1530
タンク容量:6ℓ×2
消費電力:3相200V/3.8kw
製造能力:100ml盛付けで400個/h
(200個/h×2ℓ100cc/個)

ディッピングケース※1



SCR-VD10 ￥72,200

外形寸法:W1065(+20)
×D778(+DP127)(+20)
×H1,124(+100)
内形寸法:W930×D580×H680
消費電力:100V/364W
有効内容積:233ℓ
4.5ℓバット:10個展示(ストック12個)
使用温度:-18℃~-10℃

電子オーブンレンジ



MRO-GF6 ￥13,200

外形寸法:W475×D355×H280
庫内寸法:W300×D310×H150
消費電力:单相100V/1500W

製氷機※1



IM-45 ￥65,800

外形寸法:W503×D456×H850
製氷能力:約36kg/日
(室温20℃/水温15℃)
貯氷量:自然落下時約11.5kg
最大ストック量18kg
消費電力:单相100V/275W

※1 給排水費用込み

※2 実演販売をする場合には、必ず実演台と一緒にご使用ください

* 金額は消費税込みです。

調理台



BW-156N

BW-096N ¥9,900

W900×D600×H800

BW-126N ¥12,100

W1200×D600×H800

BW-156N ¥14,300

W1500×D600×H800

BW-186N ¥16,500

W1800×D600×H800

実演台(中棚付き)



JDS-0600

JDS-0300 ¥19,800

W900×D750×H1800

JDS-0400 ¥25,300

W1200×D750×H1800

JDS-0500 ¥27,500

W1500×D750×H1800

JDS-0600 ¥29,700

W1800×D750×H1800

※外枠寸法です

電気ポット



UE-37 ¥4,400

有効内容積:2.2ℓ

消費電力:100V/700W

家庭用冷蔵庫



冷蔵庫(大)

UE-29 ¥22,000

外形寸法:W525~545×D580~630
×H1360~1445

有効内容積:170ℓ

消費電力:150W



冷蔵庫(中)

UE-30 ¥17,600

外形寸法:W415~475×D500~560
×H1100~1200

有効内容積:100~106ℓ

消費電力:100W



冷蔵庫(小)

UE-31 ¥13,200

外形寸法:W405~440×D430~520
×H790~840

有効内容積:70~74ℓ

消費電力:70W

電子ハカリ



LC-21NEO ¥12,320

外形寸法:W315×D320×H110

軽量皿:W305×D200

目量:1g

ひょう量:3kg

消費電力:单相100V/5W

平台



S-87-1500 ¥11,000

W1500×D750×H770

S-87-1800 ¥13,200

W1800×D750×H770

ようかん棒(木工白)



M-1200 ¥11,000

W1200×D300×H300

M-1600 ¥13,200

W1600×D300×H300

ヒナ段(木工白)



A-900 ¥21,540

W900×D600×H300/H600

A-1500 ¥33,500

W1500×D600×H300/H600

* 金額は消費税込みです。

受付カウンター



UN-106A ¥6,600
W900×D450×H800

会議テーブル



T-235 ¥3,520
W1800×D450×H730
T-232 ¥3,520
W1800×D600×H730

T-236 ¥3,520
W1500×D450×H730
T-233 ¥3,520
W1500×D600×H730

T-234 ¥2,640
W1200×D600×H730
T-237 ¥2,640
W900×D600×H730

鏡面ケース(後開)棚2段



G-41 ¥22,000
W1200×D450×H150
消費電力:100V/90W



G-45 ¥17,600
W1500×D600×H920
消費電力:100V/30W



G-46 ¥22,000
W1800×D600×H920
消費電力:100V/300W

商談セット



ST-009E ¥17,600

カタログスタンド



PS-91B ¥6,050
A4 12段

貴名受



UA-4 ¥1,650

白布



UT-21 ¥1,320
2200×1000

*金額は消費税込みです。

手金庫



UO-70 ¥4,400
W300×D210×H130

台車



UT-30A ¥6,600
W590×H890

クリーンBOX(小)



UO-132A ¥1,320
W285×D210×H310 13ℓ

クリーンBOX(大)



UO-126 ¥2,640
W419×D310×H690 47ℓ

ゴミ袋



UO-136C ¥880
70ℓ 10枚

UO-136E ¥528
45ℓ 10枚

のぼり竿



PS-208A (のぼり竿)
¥1,320
H1620~3060

PS-208B (ウェイト)
¥1,320
W400×D400×H180

ハロゲンスポット



D-1 ¥3,850
アームスポットライト100W

コンセント

D-2 ¥3,300
100Vコンセント

D-3 ¥8,800
200Vコンセント

消火器



UT-18A ¥4,400

卓上カタログスタンド



PS-93 ¥1,760
A4 縦型

シングルハンガー



M-57 ¥2,640
W950×D450×H950~1700

M-61 ¥137
ハンガー

パイプイス



C-370 ¥660

3. その他備品・設備

■電気工事費

電気を使用する場合、オプションレンタルとしてコンセントの申込をしたうえで、幹線工事のお申込が必要となります。

(コンセントをお申込されても、幹線工事の申込がない場合は電気が通っていませんのでご注意ください。)

| 100V幹線工事費（電気使用量含む） | |
|--------------------|------------|
| 500W | ¥4,950（税込） |
| 1kW | ¥9,900（税込） |

| 200V幹線工事費（電気使用量含む） | |
|--------------------|-------------|
| 500W | ¥5,500（税込） |
| 1kW | ¥11,000（税込） |

<様式の提出>

様式4『電気容量申込書』

提出日：9月8日（金）

申込みがない場合でも「申し込みません」にチェックのうえご提出ください。

様式4

提出9/8

4. ブース装飾・施工上の留意点

ブース装飾・施工を行う際には、事務局指定会社にて承ります。

その他出展者にて自社装飾を行う場合には、以下の事項に留意し遵守するようお願いいたします。

- ①装飾物がブースの間仕切りや枠外にはみ出ることを禁止します。
また、通路上にワゴンや看板・のぼり等を設置しないでください。
- ②陳列設備・装飾・表示等の高さは床面から2.4m以下に制限されています。
- ③装飾物および展示物は、地震等により転倒・落下・移動などのないように、設置してください。
違反装飾がある場合、撤去していただきます。
- ④展示装飾および出展物を、会場既存の天井・柱・壁等から吊り下げたり、もたせ掛けることはできません。
- ⑤建物の壁面・床面通路面にコンクリート釘またはドライピット鉋やアンカー等を打ちつけることは禁止です。
- ⑥建物の壁面・床面・通路面に直接塗料を塗ることは禁止です。
- ⑦カーペット等の裏面に接着剤を塗布して貼り付けることは禁止です。
- ⑧消火器・屋内消火栓・非常口・スプリンクラー設備・自動火災報知器・非常ベル・誘導灯等の緊急設備を装飾物などにより塞いだり、障害となる陳列・工作物・その他の物品を置かないでください。
- ⑨コンセントのたこ足配線は厳禁です。必要なコンセント数および容量を図面に記入し、設置してください。(たこ足配線や、事前に申請のない電気器具を持ち込んだことにより電気系統のトラブルが発生したりブレーカーが落ちる事例がありますので絶対におやめください。)
- ⑩電球は確実に固定するとともに、可燃物から離してください。
(特に展示物や段ボール等に注意してください。また、提灯は傾いて電球が本体に接触することのないように設置してください。)
- ⑪装飾等の施工および撤去の際に生じたゴミ等は、必ず持ち帰ってください。
- ⑫会場設備・基本設備・装飾・他県の装飾および出展物を破損した場合は、破損した方の責任において実費弁償していただきます。

5. 防災上の留意点

様式 5

提出 9/8

50人以上を収容する事業所・建造物は法令や条例などにより、一定の基準の防火管理と消防設備の設置が決められています。施工期間中または会期中に、所轄消防署の立入検査が行われ、違反や不完全な装飾がある場合には撤去が命じられたり、実演販売等の許可が下りないことがありますので、以下の事項について留意し、遵守するようお願いいたします。

<様式の提出>

様式5『危険物持ち込み申請書』

提出日：9月8日（金）

備考：「危険物の持ち込み」の有無を記入のうえ

「裸火・危険物の持ち込み」がある場合はすべての物をご記入ください。

1) 施工関係素材の防災規制について

消防法の防災表示制度により、次の諸規制がありますので遵守してください。

①会場で次のものを使用する場合、燃えにくい性質（防災性能）を持った物品（防災物品）でなければいけません。〈消防法第8条の3〉

- (1) 展示用合板およびシナベニア、プリントベニア等。
- (2) カーペットやござ等の敷物類で、大きさが2平方メートルを超える物。
- (3) カーテン・のぼり・布製の暖簾装飾等で、下げ丈が概ね1メートル以上のもの。
- (4) その他装飾材料の防災対象物。

【注1】 防災処理は吹き付け加工では効果が無く、防災基準に合格しません。

【注2】 防災合板に厚い布やひだのある紙類を装飾貼付（または釘打ち、鋸打ち）する場合は防災合板と一体とは見なされませんので、貼付する素材にも防災性能を有するものを使用してください。

【注3】 難燃ポリエステルや難燃アクリル等、繊維名の上に「難燃」と表示のあるものの防災処理は不要です。

②防災処理済のものを使用していない場合、消防署の立入検査の際に撤去を指示されることがあります。

③アクリル・ポリエステル・ポリプロピレン等が20%を超えている繊維は、防災処理はできません。

※防災処理を施したのものには、必ず関係当局の検査証・認定証等所定の防災表示を行ってください

2) 禁止行為について（原則）

屋内展示場など一定の場所では、防火対策上〈東京都火災予防条例第23条〉により「喫煙」「裸火の使用」「危険物の持ち込み」行為が禁止されています。

①会場内の禁煙（指定区域以外はすべて禁煙）

会期中はもとより、搬入時・施工時・搬出時においても会場内の指定区域以外はすべて禁煙となっております。

②裸火の使用禁止

裸火とは、気体・液体・固体燃料・電気を使用する火気器具等で炎や火花を発生させるものや赤熱部を外部に露出するものをいいます。

例：電熱器、電気フライヤー

③危険物の持ち込み禁止

- (1) ガソリン・灯油・軽油・サラダ油・マシン油・アルコール・重油等の持ち込み
- (2) 火薬類・マッチ・ローソク・その他の準危険物の持ち込み
- (3) 石油液化ガス（LPガス）・高圧ガス・ガスボンベの持ち込み
- (4) 可燃性ガス（プロパン・アセチレン・水素等）の持ち込み

3) 禁止行為の解除承認について

事前に消防署に申請し、一定の条件により「禁止行為について」の解除を受けることができます。

尚、「解除承認申請」は事務局で一括申請いたします。

①裸火の使用について

(1) 「裸火」の使用

- ・会場内では、ガスを燃料とする裸火の使用を禁止いたします。電磁調理器具等をご利用ください。

(2) 承認されない「裸火」の使用の範囲

- ・灯油、軽油、ガス、石炭、木炭等を燃料とする実演器具については申請しても解除承認は受けられません。

(3) 使用の際の注意事項について

- ・電気実演器具を使用する台および周囲を耐火ボードで被覆してください。

【例】電気コンロ：底部に1枚敷いてください

※ただし大容量（3kw以上）は4面囲ってください

電気フライヤー：4面を囲ってください

※4面とは「底部」「前面」「両側面」

②危険物の持ち込みについて

承認可能な「危険物」の範囲

<食用油>

- ・当物産展では電気実演器具等の使用に伴う危険物を食用油に限定します。
- ・調理や販売のために食用油を会場へ持ち込む場合は、持ち込み量を申請書に記入してください。

<アルコール消毒液>

- ・濃度60%以上のアルコール消毒液は申請が必要です。

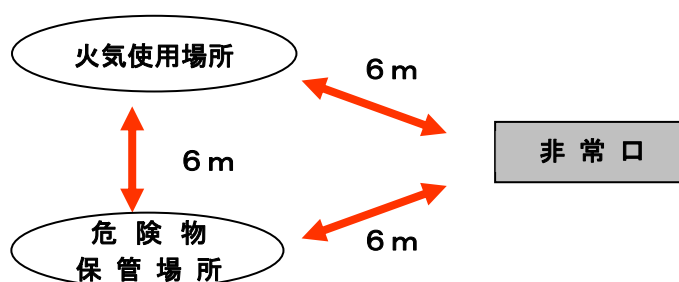
<その他>

- ・危険物品（ローソク・キャンドルランプ・炭等）を会場内に持ち込むことは承認されませんが、展示や販売のみとし着火することは承認されません。

③「裸火」並びに「危険物」の設置場所について

- ・裸火の使用場所は出入り口や階段等の避難場所から水平距離で6m以上離してください。また同様に、危険物の持ち込み場所に関しては6m以上離してください。
- ・火気使用場所と危険物の設置場所は水平距離で6m以上離してください。また、火気使用場所と燃えやすいものとの距離も同様水平距離で6m以上離してください。
- ・電気実演器具を使用する場合、周囲の可燃物を除去するとともに、観客に被害を

及ぼさないように防護策を講じてください。



4) 安全措置について

「裸火」並びに「危険物」の安全措置について

- ・ 適応する消火器（2単位10号以上）を備え、且つ適切な表示をしてください。
- ・ 必ず防火責任者を配し、監視および密栓を施し、他の物品と隔離して保管してください。
- ・ 裸火の使用に際しては、使用者が裸火の使用を容易に停止し、安全を確保できるように努めてください。
- ・ アルコール入りのスプレーの展示については、すべて空の状態で開催してください。
- ・ その他展示のみの為に持ち込む危険物品の容器は、すべて空の状態で開催してください。



Ⅲ. 搬入・搬出について

1. 搬入・搬出全般

出展品や装飾物等の搬入出については、出展者ごとに行うものとします。搬出入に係る費用は、出展者の負担となります。

■搬入・搬出スケジュール

| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|-----------|---|---|------------------------|------------------------|----|----|----|----|---------------------------|----|----|-----------------------|----|----|
| 11月14日(火) | | | 基礎工事 | | | | | | | | | | | |
| 11月15日(水) | | | | 指定運送業者<ヤマト運輸> 常温 搬入 | | | | | | | | | | |
| | | | 設備工事 | | | | | | | | | | | |
| 11月16日(木) | | | ヤマト以外の運送業者・ヤマトチャーター便搬入 | | | | | | 指定運送業者<ヤマト運輸> 冷凍冷蔵品 搬入 | | | | | |
| | | | 出展者搬入 小間装飾・陳列 | | | | | | | | | | | |
| 11月19日(日) | | | 開場 9:00 | 開催時間10:00~18:00 | | | | | | | | 18:00~ 19:00 搬出 | | |

●搬入上の留意点

自社便、ヤマト以外の運送業者の搬入は11月16日(木)9:00~19:00を搬入指定日時とします。

指定運送業者<ヤマト運輸>の冷凍冷蔵品の配達時間は11月16日(木)15:00~17:00を予定しておりますので、その時間帯は各出展ブースにてお受け取りいただきますよう、お願いいたします。

通路を使用しての設営・装飾作業・陳列作業は搬入に支障をきたします。通路は確保するようお願いいたします。

●搬出上の留意点

物産展終了後の出展品や装飾品の搬出は、11月19日(日)18:00の閉場と同時に開始し当日19:00までに全てを完了してください。

※最終日の18:30をもって、水の使用は停止となります。

洗い物等は18:30までに終了し、それ以降は水道管の洗浄のため水道水を流したままにしてください。蛇口は設備作業員が止めます。

2023/11/19(日)に首都高集中工事がございます。

11/19 AM6:00~AM6:00まで【上り線】での出入りができません。

※下りであれば出入りともに可能です。

■搬入・搬出方法

ブロックごとに搬入出時間および搬入口（荷捌き所）を指定させていただきますので、必ず厳守するようお願いいたします。尚、荷捌き所へは搬出入許可証がないと進入できませんので必要事項を記入し必ず携行・提示してください。

| ブロック | 搬入時間 | 車輛 | サンシャインシティへの 入口及び荷捌き |
|------|---------------------------------|---------|--|
| | 『搬入・搬出申込書』(様式6)が提出されてから調整いたします。 | 乗用車・ワゴン | 展示ホールA-1 入口：南A・南B・東入口 搬入エレベーター：1・5号機 荷捌所：ワールドインポートマート 地下2階 |
| | | 乗用車・ワゴン | 展示ホールA-2、3 入口：南A・南B・東入口 搬入エレベーター：12・13・17号機 荷捌所：ワールドインポートマート 地下2階 |
| | | 4t車まで | 展示ホールA-1、2、3 入口：東入口 搬入エレベーター：13・15・16号機 荷捌所：ワールドインポートマート 地下1階 北荷捌所 |
| | 『搬入・搬出申込書』(様式6)が提出されてから調整いたします。 | 乗用車・ワゴン | 展示ホールB 入口：南A・南B・東入口 搬入エレベーター：3・8号機 荷捌所：地下2階 |
| | | 4t車まで | 展示ホールB 入口：首都高速道路5号線 東池袋ランプ 搬入エレベーター：11・12号機 荷捌所：文化会館3階高速 |

※ブロック分けについては申し込み状況に応じて変更する場合があります。

■入館バッジ着用について

会場内の管理のため、入館バッジの着用をお願いいたします。
着用がない場合には入館をお断りする場合がありますのでご注意ください。

下記期間は入館バッジの着用が必要です。

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 11月16日(木) | 終日着用必要 |
| 11月17日(金) | 9:00~10:00、19:00~20:00 着用必要 |
| 11月18日(土) | 9:00~10:00、19:00~20:00 着用必要 |
| 11月19日(日) | 9:00~10:00、18:00~19:00 着用必要 |

一出展者ごとに3枚の入館バッジを事前に送付します。
追加を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

2. ヤマト運輸による発送方法のご案内

様式 6

提出 9/8

■ヤマト運輸を使用する場合

会場周辺の交通状況ならびに搬入出口の混乱を避けるため、「ヤマト運輸株式会社」を利用して一括搬入・搬出方式を採らせていただきます。

<様式の提出>

様式 6 『搬入・搬出申込書』

提出日：9月8日（金）

■未着や破損等のトラブル防止

伝票の複写を持参・保管してください。

出品品の搬入・搬出に際しては、紛失や破損などのトラブルが発生しやすいため、十分注意してください。

事務局ではこのようなトラブルについては一切の責任を負いません。

1) 発送方法およびサービスの種類

A. 発送方法の種類

①常温の宅急便

大きさが「縦+横+高さ」の合計が160cm以内で、かつ重量が25kg以下の荷物を送る場合にご利用いただけます。なお宅急便での責任限度額は1個（1伝票）につき30万円までとなっておりますのでご注意ください。

尚、ブースへの搬入は11月15日（水）中です。

②クール宅急便

家庭の冷蔵庫に合わせた、冷凍（-15℃以下）・冷蔵（0℃～10℃）の2タイプがあります。送付できる荷物の規格は、大きさが「縦+横+高さ」の合計が120cm以内で、かつ重量が15kg以下の荷物です。

※宅急便タイムサービスとの併用はできません。

※品物を出すときは必ず予冷をしておき、出荷する際には「冷凍タイプ」もしくは「冷蔵タイプ」のシールを必ず貼ってください。

尚、ブースへのお届けは11月16日（木）の午後となります。

各ブースに設置された冷蔵・冷凍オープンケースに配送しますが、受取の担当者が不在の場合はヤマト運輸で一時保管しますので、16日17:00までに会場内ヤマト宅配便受付コーナーまで引き取りに来てください。

※やむを得ず引取が出来ない場合でも、17日10:00までに必ずお引取ください

※クールボックスの設置はありませんので、クール宅急便で商品を発送する場合は、ブース内の冷蔵庫・冷凍庫に見合った発送方法（追送などで分散）をするか、余裕を持ってストック用の冷蔵庫・冷凍庫を設置してください。

③宅急便タイムサービス（会期中の11/17～19の搬入のみ対応いたします。）

発送地域によって発送締め切り時間が異なりますので、必ず最寄りのヤマト運輸サービスセンターに事前に確認のうえ、発送手続きをお願いします。

10:00までの搬入を予定しています。

※厳密な搬入時の時間指定のお約束はできかねますのでご了承ください。

ヤマト運輸の指定搬入日は11月15日(水)が常温もの、16日(木)が冷凍・冷蔵ものとなります。11月14日(火)までにヤマト運輸北東京ベースに到着するように手配してください。

| | | | | | |
|----------|-----------|---|--|--|---|
| 宅急便・クール便 | 北海道・九州・沖縄 | 各地域ヤマト 営業所 11/12(日) 集荷締切 | ヤマト運輸 ニッポン全国物産展 専用荷受 (北東京ベース) 11/14(火) 到着 | 会場 11/15(水) 常温のみ 会場内 各ブース到着 | 会場 11/16(木)午後 クール 会場内 各ブース到着 |
| | 上記地域以外 | 各地域ヤマト 営業所 11/13(月) 集荷締切 | | | |

※別途、集荷に関する詳しいお問い合わせについては、下記のヤマト運輸サービスセンターにお問い合わせください。

荷物の未着や搬入上のトラブルを避けるため、ヤマト運輸の宅急便は、すべて一旦、ヤマト運輸の北東京ベース内に止め置き、会場への搬入をヤマト運輸が一括して行います。

【注】※ヤマト運輸の宅急便サービスセンターに依頼してください。
 ※一部離島などの地域につきましては、配送にかかる日数が異なりますので、
 (予めサービスセンターへ依頼) 北東京ベース店14日(火)着の
 最終発送締め切り日の確認を行ってください。

集荷のご依頼・北東京ベース店 到着日のお問合せ

ヤマト運輸(株) サービスセンター
 フリーダイヤル：0120-01-9625
 携帯電話からご利用の場合

| | |
|------------------|-----------------|
| 関東：03-5564-3700 | 関西：06-6682-7111 |
| 北海道：011-892-2131 | 中国：082-849-1500 |
| 東北：022-374-8000 | 四国：0877-44-0555 |
| 北信越：025-231-9510 | 九州：092-931-3300 |
| 中部：0561-61-5000 | 沖縄：098-840-3581 |

C. 発送方法について

- ・宅急便送り状【発払い（ピンク）】を荷物1個に対し、1枚添付してください。
- ・お届けブースがわからずに、他県の荷物に混入するおそれがありますので、宅急便送り状には必ず県名、ブース番号、出展者、担当者名を明記してください。
- ・物産展の専用ラベル（赤）に必要事項を記入し、すべての荷物に添付してください。
- ・11月15日、16日着の荷物は、宅急便伝票のご希望お届け時間帯の「指定無し」に✓をしてください（時間指定の記入がございまして、順次配達させていただきます）。
- ・集荷の際にドライバーが宅急便送り状に預かり印を押して、依頼者にお客様控えをお渡します。このお客様控えは後日の問い合わせや請求金額確認等に必要ですので大切に保管しておいてください。

搬入時 宅急便元払い伝票〔ピンク色〕

搬入の荷物は全て指定無しにして下さい。

The image shows a pink Yamato Express shipping label form. Key fields and annotations include:

- Postcode:** 1234567890
- Sender's Address:** ヤマト運輸株式会社, 030-990, 北東京ベース止め, ニッポン全国物産展 ○○県, ブース番号○○△△社 担当者名
- Recipient's Address:** (空欄)
- Product Name:** フレモノ・なまもの
- Weight/Dimensions:** 60, 80, 100, 120, 140, 160
- Service Type:** クール, 冷蔵, 冷蔵
- Delivery Date:** 11月17日
- Delivery Time:** 指定無し (checked)
- Arrows:** Point to the '指定無し' checkbox, the 'ブース番号' field, and the '郵便番号' field.

ブース番号を必ず記入してください。

郵便番号は必ず記入して下さい。

物産展専用シール〔赤色〕

※必ず貼付してください。

The image shows a red shipping label for the Nippon All Japan Product Fair. Key fields include:

- Event Name:** ニッポン全国物産展
- Booth Number:** 30-99-99
- Store:** 北東京ベース店 気付
- Product Type:** 一般品, クール宅急便 (冷蔵・冷蔵)
- Company:** ヤマト運輸株式会社

※11月17日～19日に到着の荷物も、こちらの方法で発送ください。

3) 搬出の方法

A. 発送方法について

①着払いにて発送

- 【伝 票】 宅急便着払い用伝票（オレンジ色）
- 【入手方法】 伝票は会場内のヤマト宅配便受付コーナーにて会期中にお渡ししますので、必要枚数を受け取りに来てください。
搬出時まで送付先を記入しておいてください。
- 【支払方法】 着払いにて荷物を発送しておりますので、出展者が地元で荷物を受け取る際に料金をお支払いください。
- 【発 送 日】 撤去時に受付した荷物は全て翌日発送となります。
(当日発送をご希望の場合は 18 : 00 までにヤマト宅配便受付コーナーに持参してください。)

※着払いによる撤去時の発送は、常温の場合各ブース内にて受け付けます。クール便での発送はA-1、A-2.3、Bホールに集積所を設置致します。発送の場合はお手数ですが近くの集積所までお持ちください。

- 伝票に必要な事項を記入のうえ、梱包を済ませ伝票を貼り付けてください。
- 伝票一枚目の控えを剥がし、保管しお持ち帰りください。
- 着払いの荷物はブースに集積しておいてください。
- 引き取り時に立会いの必要はありません。

※発送先で受取る際にお支払いいただく金額が記載されていない伝票となりますのでご注意ください。事前に金額を知りたい場合は、ヤマト宅配便受付コーナーに直接荷物をお持ちください。

搬出時 宅急便着払い伝票〔オレンジ色〕

The image shows a Yamato Express shipping label with the following visible text:

- Header: ヤマト運輸 (Yamato Transport)
- Tracking Number: 4645-5682-1971
- Sender Address (出展者様住所): 希望お届け先住所 (Receiver's address)
- Receiver Name (氏名): ニッポン全国物産展 ○○県 ブース番号○○ △△社 担当者名
- Sender Name (氏名): 希望お届け先住所 (Receiver's name)
- Shipping Date: 希望日 (希望日)
- Shipping Time: 希望時間帯 (希望時間帯)
- Weight and Dimensions: 重量 (Weight) and サイズ (Size) fields.
- Barcode: 3 4 6 4 5 5 6 8 2 1 9 7 1 3

②発払いにて発送。

※発払い（現金）にて受け付けます。但し、発払いについては 18 : 00 までの受付とさせていただきます。

- 【伝 票】 宅急便発払い伝票（ピンク色）
- 【入手方法】 伝票は会場内のヤマト宅配便受付コーナーにて会期中にお渡ししますので、

必要枚数を受け取りに来てください。
搬出時まで送付先を記入しておいてください。

【支払方法】 会場内ヤマト宅配便受付コーナーに荷物を持参し、受け付けの際にその場で現金精算してください。

【発送日】 当日発送を予定しておりますが、翌日発送となる場合もあります。

※発払いによる撤去時の発送は、会場内ヤマト宅配便受付コーナーにて受け付けます。原則ブースには伺いませんのでご了承ください。

・クール便の発送は着払い・発払いに関わらず、各ホールのクール便集荷スペースへ(会期中にご案内します)お持ちください。
なお、クール便については全て翌日発送となります。
(当日発送が止むを得ず必要な場合は、ヤマト宅配便受付コーナーへ18:00までにお持ち下さい。)

B. 搬入出に関わるその他の事項

◆搬入時

※荷物の受け取り及び問合せ事務局では荷物の受け取りは行いません。

ヤマト運輸にて発送した荷物のお問合せ等は、会場内ヤマト宅配便受付コーナーをご利用ください。

◆搬出時

・梱包が必要なお荷物、ヤマト便規格を超えるお荷物、高額なお荷物(らくらく家財宅急便)に関しましては、ヤマトホームコンビニエンス(株)に事前にお申し込みください。
ヤマトホームコンビニエンス(株) 0120-008-008(当日受付不可)

集荷・配送についての問い合わせ先

ヤマト運輸(株) 豊島営業所
TEL: 080-5451-4146

発送物の梱包について

割れ物などの発送に関しましては大切なお荷物の破損を防ぐため、荷物の性質、重量、容量などに応じて、運送に適した梱包をお願いしております。荷物を送る前に下記を確認させてください。

梱包資材(ダンボールなど)

大切なお荷物の破損を防ぐため、ダンボールなどの資材で梱包していただく必要があります。

粘着テープ(ガムテープなど)

ダンボールを組み立てる際や、閉じる際に使用します。ダンボールの強度を高めることに役立ちます。

緩衝材(新聞紙など)

お荷物の傷を防いだり、ダンボールの中の隙間を埋めて破損を防いだりするために使います。

宅急便 運賃表（税込）

<関東地域から発送する場合>

（単位：円）

| サイズ | 重量制限 | 北海道 | 北東北 | 南東北 | 関東 | 信越 | 中部 | 北陸 | 関西 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
|-----|------|-------|-------------------|-------------------|---|------------|--------------------------|-------------------|---|---------------------------------|--------------------------|--|-----|
| | | 北海道 | 青森県 秋田県 岩手県 | 宮城県 山形県 福島県 | 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 東京都 山梨県 | 新潟県 長野県 | 静岡県 愛知県 三重県 岐阜県 | 富山県 石川県 福井県 | 大阪府 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県 兵庫県 | 岡山県 広島県 山口県 鳥取県 島根県 | 香川県 徳島県 愛媛県 高知県 | 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 | 沖縄県 |
| 60 | 2kg | 1,370 | 1,040 | 930 | | | | 1,040 | 1,150 | 1,370 | 1,370 | | |
| 80 | 5kg | 1,590 | 1,260 | 1,150 | | | | 1,260 | 1,370 | 1,590 | 1,920 | | |
| 100 | 10kg | 1,830 | 1,500 | 1,390 | | | | 1,500 | 1,610 | 1,830 | 2,490 | | |
| 120 | 15kg | 2,050 | 1,720 | 1,610 | | | | 1,720 | 1,830 | 2,050 | 3,040 | | |
| 140 | 20kg | 2,290 | 1,960 | 1,850 | | | | 1,960 | 2,070 | 2,290 | 3,610 | | |
| 160 | 25kg | 2,510 | 2,180 | 2,070 | | | | 2,180 | 2,290 | 2,510 | 4,160 | | |
| 180 | 30kg | 2,840 | 2,510 | 2,400 | | | | 2,510 | 2,620 | 2,840 | 4,710 | | |
| 200 | 30kg | 3,280 | 2,950 | 2,840 | | | | 2,950 | 3,060 | 3,280 | 5,260 | | |

※クール宅急便、宅急便タイムサービス、超速宅急便の付加料金は改定しません。

クール宅急便料金（税込）

宅急便運賃に次の金額が加算されます

| | |
|---------|-------|
| 60 サイズ | 220 円 |
| 80 サイズ | 220 円 |
| 100 サイズ | 330 円 |
| 120 サイズ | 660 円 |

宅急便タイムサービス料金（税込）

宅急便運賃に次の金額が加算されます

| | |
|---------|---------|
| 60 サイズ | 330 円 |
| 80 サイズ | 660 円 |
| 100 サイズ | 990 円 |
| 120 サイズ | 1,320 円 |
| 140 サイズ | 1,650 円 |
| 160 サイズ | 1,980 円 |
| 180 サイズ | 2,310 円 |
| 200 サイズ | 2,640 円 |

- 大きさ（cm）は、縦+横+高さ3辺の合計です。
- 大きさ、重量のどちらか一方が規格を超えている場合は、大きい方のサイズとなります。
- クール宅急便は120サイズまでのお取り扱いとなります。
- 宅急便の責任限度額は30万円となっております。

3. 搬入・搬出にヤマト運輸以外を利用する場合

やむを得ずヤマト運輸以外の運送会社に依頼する場合、会場住所、イベント名（ニッポン全国物産展）、ブースNO（11月上旬に事務局よりお知らせします）、出展者名（都道府県連については県名）、担当者名を必ずご記入ください。

情報が不十分ですと、荷物が会場内で行方不明になることがあります。
事務局では対応しかねますのでご注意ください。

また、冷蔵・冷凍設備が必要なものについては下記の件に十分ご注意ください。

設置共有の冷蔵・冷凍ストックは、一出展者につき各30リットル（みかん箱一箱分）のご用意となります。発送量を調整いただくか、オプションにて冷蔵・冷凍ストックをお申込ください。

ヤマト運輸以外の運送会社（佐川急便、日通ペリカン便等）に依頼する場合、車輛証は必要ありません。

会期中発送先住所

Aホール住所

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目1番地3号ワールドインポートマート4階 Aホール
ニッポン全国物産展 県名 ブースNO 出展者名 担当者名 担当者携帯番号

Bホール住所

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目1番地4号文化会館4階 Bホール
ニッポン全国物産展 県名 ブースNO 出展者名 担当者名 担当者携帯番号

【注】サンシャインシティまでの契約の場合は各ブースまで配達されないため、荷物が届かない場合があります。

4. 赤帽・チャーター便・社用車で搬入・搬出する場合

やむを得ず赤帽、チャーター便、社用車搬入時には車輛証が必要となります。

(搬入車の留置きは出来ません。有料の駐車場をご利用ください)

11月16日(木)のみ搬入可能です。

※会期中の追加搬入の場合においても、1車輛につき1枚の搬出入許可証が必要となります。事前搬入時と同様に申請をお願いします。

●搬出を行う場合

①搬出方法

閉場と同時に速やかに荷物を梱包し、出展者が責任を持って搬出してください。

②搬出時は、搬入時と同様に搬出時にも荷捌き所への進入には搬出入許可証が必要となります。搬出時の荷捌き所への進入時間は18:00~19:00とさせていただきます。

※各出展者の大きなゴミは原則としてお持ち帰り願います。

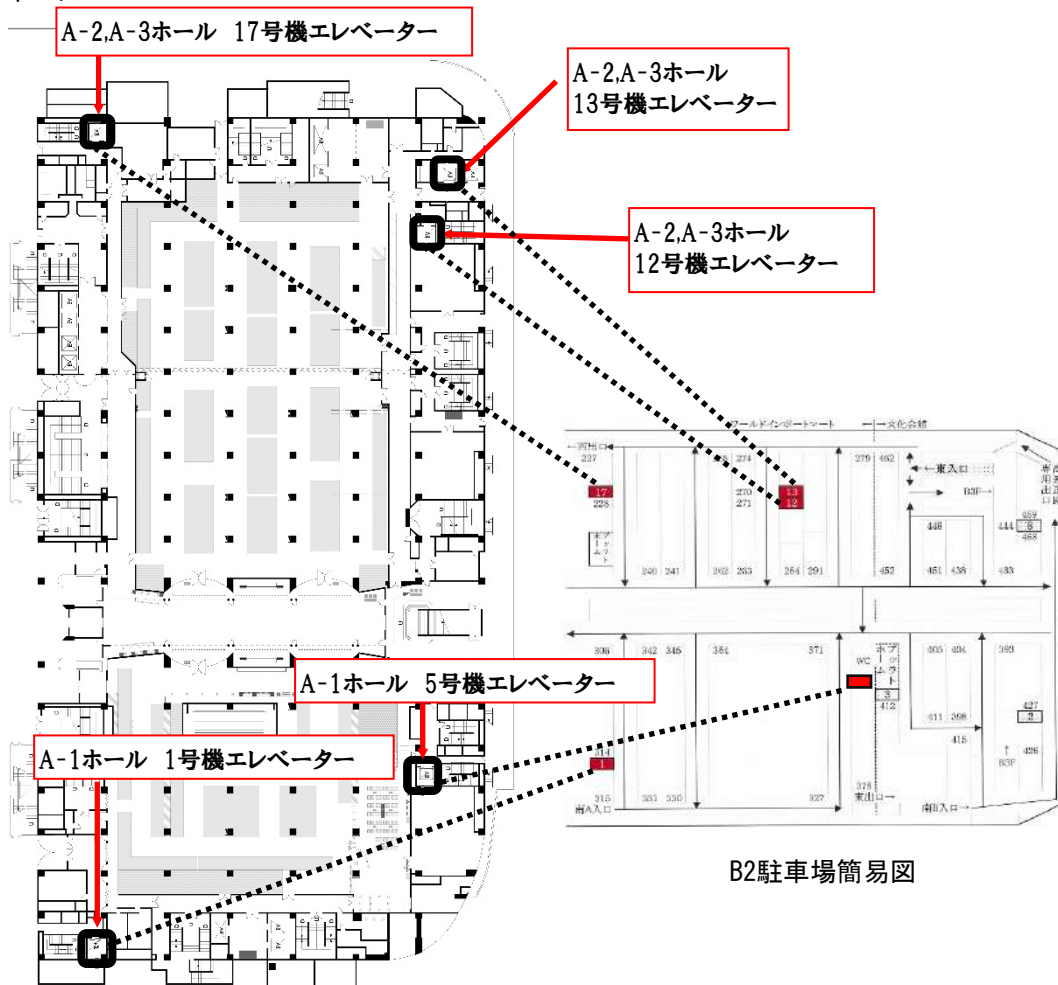
※残材の積み残しがあった場合には『廃棄処分料』をご負担頂く場合がございます。

5. 搬入経路

展示ホールAの搬入・搬出（乗用車・ワゴン）

●経路図

Aホール4F



B2駐車場簡易図

| | 積載量 | カゴ内寸法(mm) | | | 出入口寸法(mm) | | エレベーター位置 |
|------|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|---------------------------|
| | (kg) | 巾 | 奥行 | 高さ | 巾 | 高さ | |
| 1号機 | 1,150 | 1,800 | 1,500 | 2,350 | 1,000 | 2,100 | B2F柱番号赤314の隣 |
| 5号機 | 1,150 | 1,800 | 1,500 | 2,350 | 1,000 | 2,100 | |
| 12号機 | 1,150 | 1,800 | 1,500 | 2,400 | 1,000 | 2,100 | B2F柱番号赤270前の扉奥 |
| 13号機 | 2,000 | 2,000 | 2,250 | 2,350 | 1,300 | 2,100 | B2F柱番号赤271前の扉奥（運転休止の場合あり） |
| 17号機 | 1,150 | 1,800 | 1,500 | 2,400 | 1,000 | 2,100 | B2F柱番号赤228の隣 |

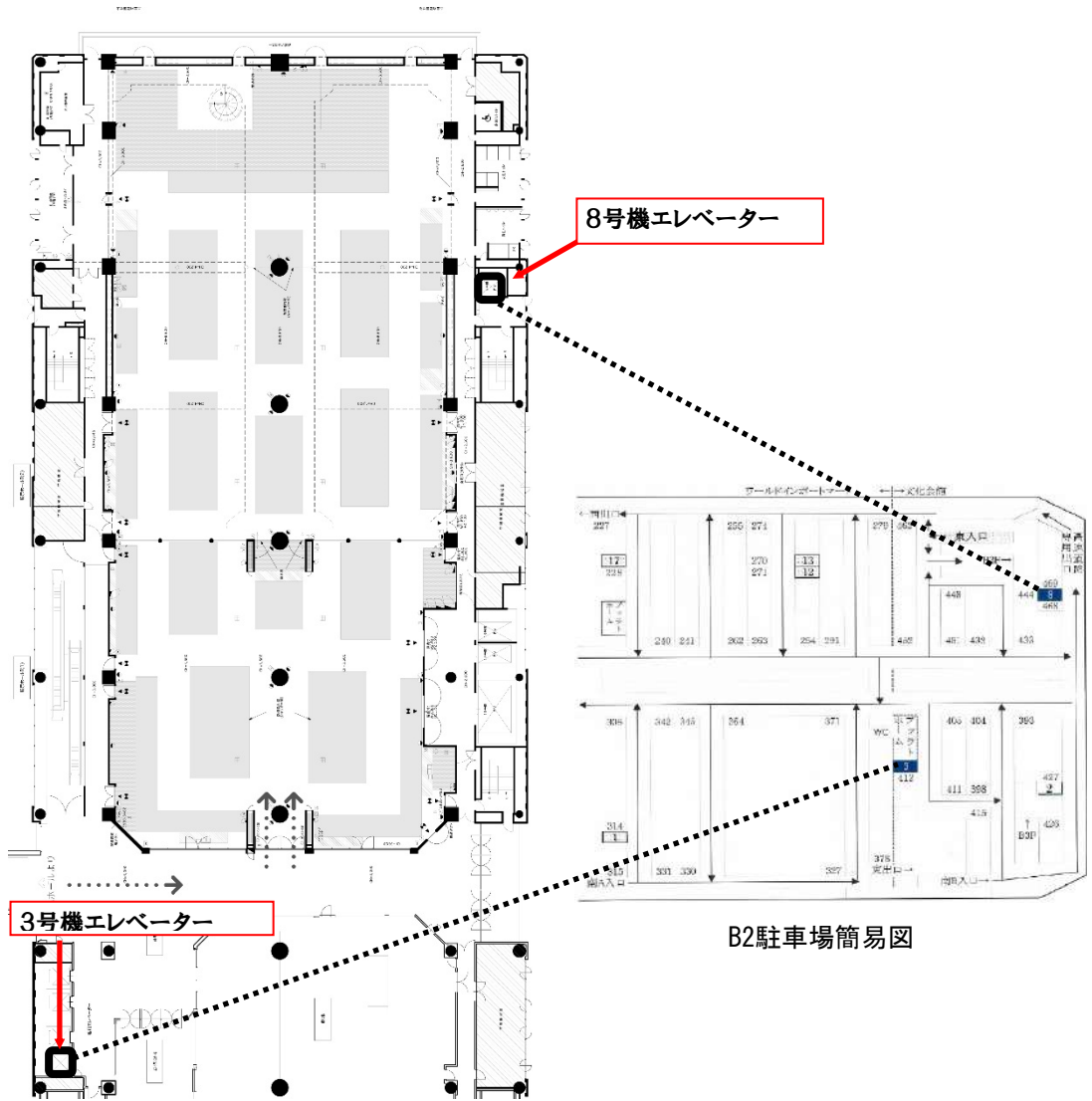
※搬入出作業を円滑に進めるため、下記の要項にご注意ください。

- ・車高制限は空荷の場合です。
- ・車内遺留品、荷物、商品等の盗難は一切の責任を負いかねます。
- ・荷捌所が満車となった場合、入庫の制限をいたします。
- ・ワゴン車(2.1m以下)及乗用車につきましては地下2Fの一般駐車場（有料）のご利用をお願い致します。

展示ホールBの搬入・搬出（乗用車・ワゴン）

●経路図

Bホール 4F



| | 積載量 (kg) | カゴ内寸法(mm) | | | 出入口寸法(mm) | | エレベーター位置 |
|-----|-------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|------------------------|
| | | 巾 | 奥行 | 高さ | 巾 | 高さ | |
| 3号機 | 1,150 | 1,800 | 1,500 | 2,350 | 1,000 | 2,100 | B2F文化会館プラットフォーム脇の鉄扉奥 |
| 8号機 | 1,150 | 1,800 | 1,500 | 2,350 | 1,000 | 2,100 | B2F柱番号青444、468、469の奥の扉 |

※搬入出作業を円滑に進めるため、下記の要項にご注意ください。

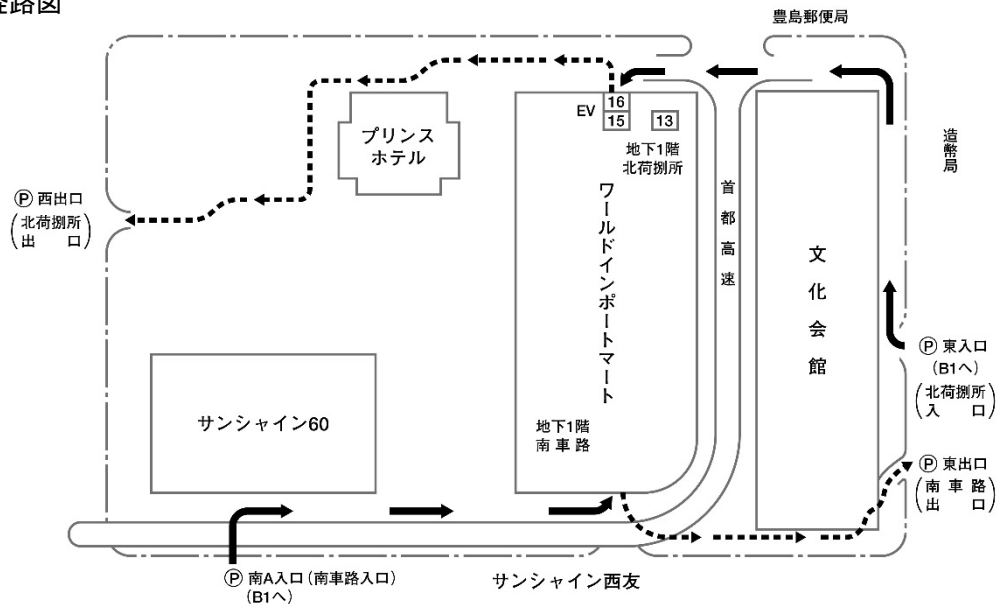
- ・車高制限は空荷の場合です。
- ・車内遺留品、荷物、商品等の盗難は一切の責任を負いかねます。
- ・荷捌所が満車となった場合、入庫の制限をいたします。

展示ホールAの搬入・搬出（2 t～4 t）

●一覧表

| | | | |
|--------|------------------------|-------|-------|
| 会場名 | 展示ホールA-1・A-2・A-3 | | |
| 進入口 | 東入口 | | |
| 車輛制限 | 高さ | 巾 | 長さ |
| | 3.6 m | 2.5 m | 9.0 m |
| | 普通4 tまで（ロングボディ不可） | | |
| 荷捌所 | ワールドインポートマートB1 北荷捌所 | | |
| エレベーター | 13・15・16号機 | | |
| 出口 | 西出口 24時間利用可 | | |

●経路図



※搬入出作業を円滑に進めるため、下記の要項にご注意ください。

- ・作業終了後は速やかに退去してください。作業終了後の駐車は厳禁とします。
- ・「搬入・搬出許可証」に記入された指定時間外の入庫はできません。
- ・車高制限は空荷の場合です。
- ・車内遺留品、荷物、商品等の盗難は一切の責任を負いかねます。
- ・荷捌所が満車となった場合、入庫の制限をいたします。

| | 積載量 (kg) | 出口扉(mm) | | カゴ内寸法(mm) | | | |
|------|-------------|---------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | 間口 | 高さ | 巾 | 高さ | 奥行 | |
| 北荷捌所 | 13号機 | 2,000 | 1,300 | 2,100 | 2,000 | 2,350 | 2,250 |
| | 15号機 | 1,500 | 1,300 | 2,100 | 2,000 | 2,400 | 1,650 |
| | 16号機 | 2,500 | 3,000 | 2,100 | 4,400 | 2,350 | 2,050 |

展示ホールBの搬入・搬出（2 t～4 t）

●一覧表

| | | | |
|--------|--------------------|--------|--------|
| 会場名 | 展示ホールB | | |
| 進入口 | 首都高速道路5号線の東池袋ランプ出口 | | |
| 車輛制限 | 高さ | 巾 | 長さ |
| | 3. 3 m | 2. 5 m | 9. 0 m |
| | 普通4 tまで（ロングボディ不可） | | |
| 荷捌所 | 文化会館3階荷捌所 | | |
| エレベーター | 11・12号機 | | |
| 出口 | 東池袋ランプ出口 | | |

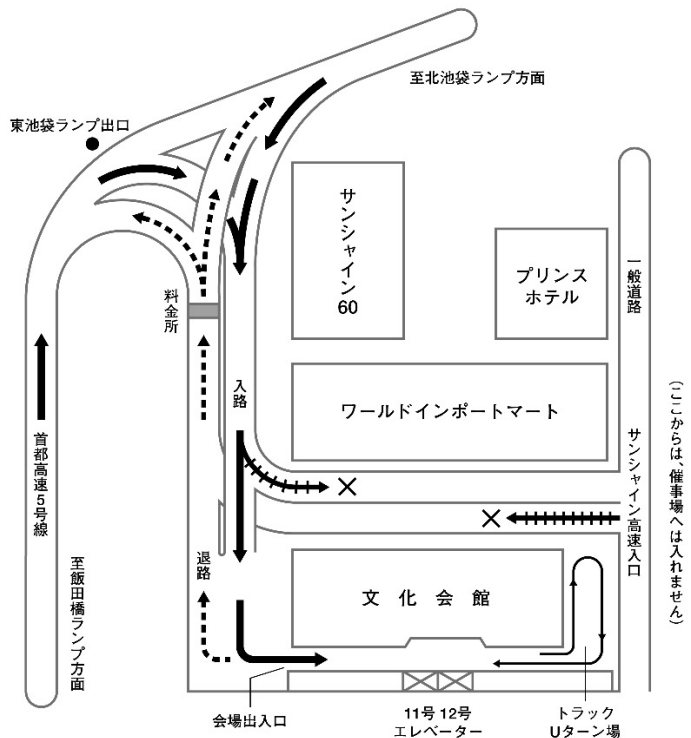
※荷捌き所への入退路は高速道路に限られていますので、所定の料金をご負担頂くこととなります。

※最寄りのランプは上り方面が北池袋、下り方面が飯田橋の各ランプ入口です。

※3 F 荷捌所内の搬入出エレベーター11号機、12号機を使用して4 F 会場へ・作業終了後は、首都高速5号線へ退出

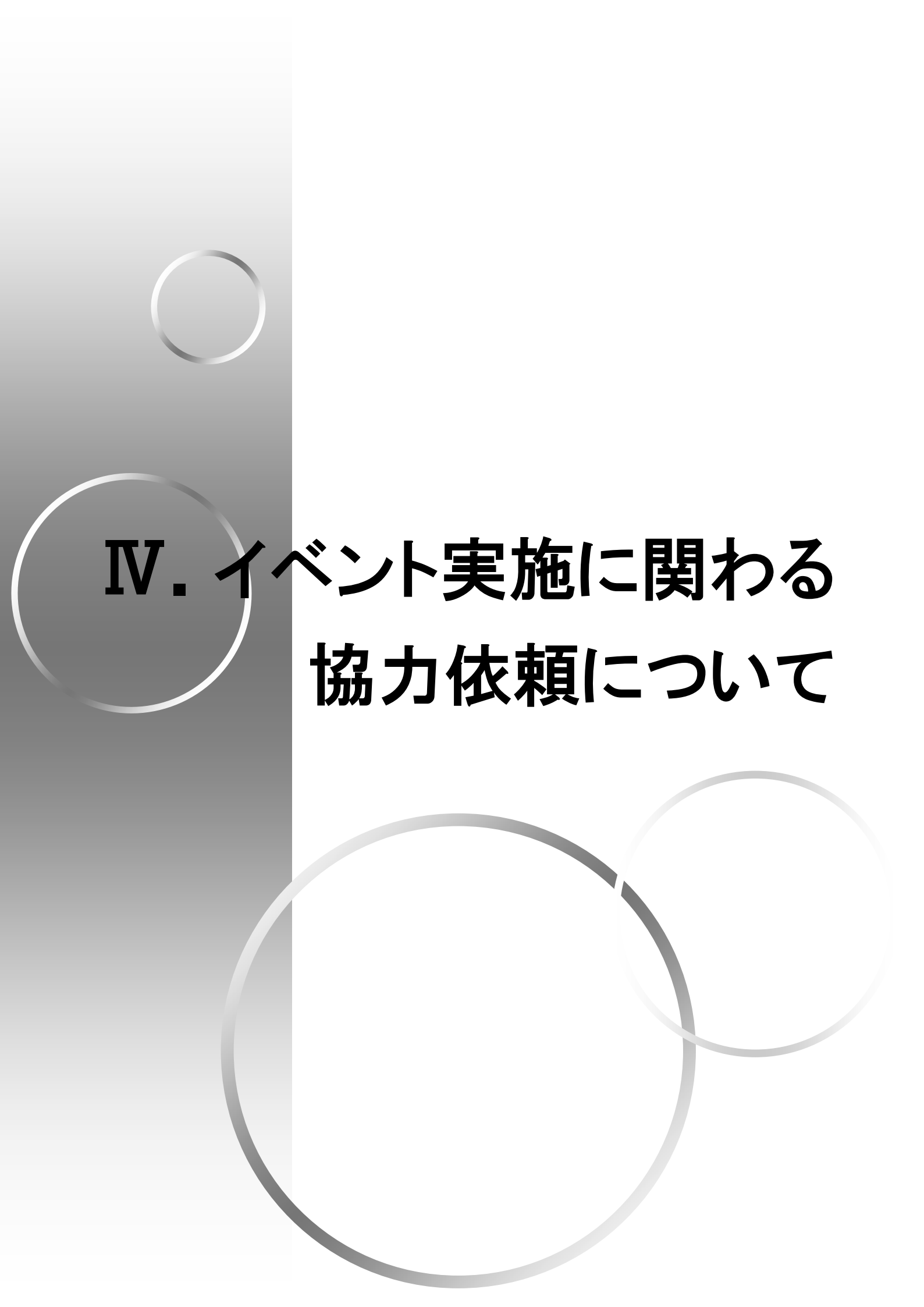
●経路図

- ※搬入出作業を円滑に進めるため、下記の要項にご注意ください。
- ・作業終了後は速やかに退去してください。作業終了後の駐車は厳禁とします。
 - ・「搬入・搬出許可証」に記入された指定時間外の入庫はできません。
 - ・車内遺留品、荷物、商品等の盗難は一切の責任を負いかねます。
 - ・荷捌所が満車となった場合、入庫の制限をいたします。



| | 積載量 (kg) | 出口扉(mm) | | カゴ内寸法(mm) | | |
|------|-------------|---------|-------|-----------|-------|-------|
| | | 間口 | 高さ | 巾 | 高さ | 奥行 |
| 11号機 | 4,000 | 3,000 | 2,500 | 4,500 | 2,500 | 3,100 |
| 12号機 | 3,000 | 1,700 | 2,500 | 1,700 | 3,000 | 3,100 |

2023/11/19（日）に首都高集中工事がございます。
 11/19 AM6:00～AM6:00 まで【上り線】での出入りができません。
 ※下りであれば出入りともに可能です。



IV. イベント実施に関わる 協力依頼について

1. 宣伝・PR関係

来場者への商品情報提供や、来場促進のため、会場で販売される特産品の写真を掲載したチラシを制作いたします。

1) 実施内容

- ①会期前日に会場商圏地域へ配達される新聞へ折り込みます。
- ②会場で実際に販売される特産品を掲載し会場周辺地域の住民にアピールします。

2) 依頼事項

広告訴求力（折り込みチラシ等によるPR）に適した商品撮影等の協力について、広告制作担当者から直接依頼をする場合がございます。

ご協力をお願い致します。

販売促進・集客効果・顧客獲得のため下記PRにご協力ください。

●ポスター掲出のお願い

ポスターをお渡ししますので、掲出できる場所がございましたらぜひ物産展PRにご協力ください。

●DMの活用方法

物産展専用DMハガキを制作します。

データでご共有いたしますので、ぜひご活用ください。

2. PRコーナー ポスター、パンフレット等提供のお願い

各都道府県のPRコーナーにポスター、パンフレット、チラシの掲示をいたします。

掲示を希望される都道府県は16日15:00までにPRコーナーまでお持ちいただくか、下記住所宛にお送りください。

掲示、設置の調整は事務局にて行います。

※都道府県をPRする内容のものに限ります。

特定の出展者をPRしたものは各ブースでの掲示をお願いいたします。

※スペースの関係上、ポスターは原則各都道府県ごとに1枚とします。

※パンフレット、チラシは数種類お持ちいただけますが、場合によってはすべてを設置できない場合もありますので、予めご了承ください。

各PRコーナーに宅急便で直接納品する場合の宛先

Aホール

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目1番地3号ワールドインポートマート4階 Aホール

ニッポン全国物産展 PRコーナー ○県分 担当者名 担当者携帯番号

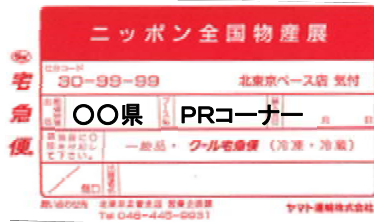
Bホール

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目1番地4号文化会館4階 Bホール

ニッポン全国物産展 PRコーナー ○県分 担当者名 担当者携帯番号

ヤマト運輸を使用する場合の専用ラベル記入例



時間指定 11月16日15:00まで必着

3. アンケート

■出展者アンケート

出展者に対して、「事後」アンケートを行います。

これらのアンケートは、当事業の大切な資料として保存いたします。

アンケートのメール発送及び、メール回収に関しては、基本的にメールでのやりとりとなります。

(メールアドレスをお持ちでない出展者はアンケートをFAXにて発送させていただきます。)

■アンケート発送・回収スケジュール

・事後アンケート 会期終了後 WEB にて実施

4. 出展品の売上管理

■売上金の管理

出展品の売上代金の管理については、出展者または県連で行ってください。

■売上金の報告

会期中、毎日の売上額及び購入客数を『売上報告書』に記載のうえ、ご提出をお願いいたします。

(売上報告書は会場で各ブースに配布いたします。)

回収時間

| | |
|-----|-------------|
| 17日 | 19:00～20:00 |
| 18日 | 19:00～20:00 |
| 19日 | 18:00～19:00 |

■会期中の両替

事務局で両替はいたしませんので、予め充分なつり銭をご用意ください。
 ※近隣の銀行での両替は平日のみの取り扱いとなります。ご注意ください。

■両替について

つり銭の両替は各出展者でおこなってください。
 ※運営事務局では両替を行っておりません。

りそな銀行池袋支店

窓口(キャッシュカードを持っている場合のみ対応)
 平日 9:00~17:00

ATM(両替機能無し)
 平日 0:00~24:00
 土日祝 0:00~24:00
 (第2土曜23:00~翌日8:00使用不可)
 03-3987-3111

みずほ銀行池袋支店

窓口(キャッシュカードを持っている場合のみ対応)・両替専用機(キャッシュカードを持っている場合のみ対応)

平日 9:00~15:00
 ATM(両替機能なし)
 03-3983-7221

サンシャイン周辺銀行のご案内



三井住友銀行池袋東口支店

窓口(口座問わず現金での両替に対応)・両替専用機(キャッシュカード、又は両替専用カードのみ対応)
 平日 9:00~15:00

ATM(両替機能なし)
 平日・土曜 24時間0:00~24:00
 日 0:00~21:00

03-3971-0161

三菱UFJ銀行池袋東口支店

窓口(キャッシュカードを持っている場合のみ対応)・両替専用機(キャッシュカードを持っている場合のみ対応)

平日 9:00~15:00

ATM(両替機能なし)
 平日 7:00~24:00
 土日祝 7:00~24:00

(第2土曜21:00~翌日7:00使用不可)

※両替サービスの取扱いについては各支店に直接ご確認ください。
 ※両替は平日9:00~15:00までのお取扱いとなります。

令和5年6月現在

■ごみ処理について

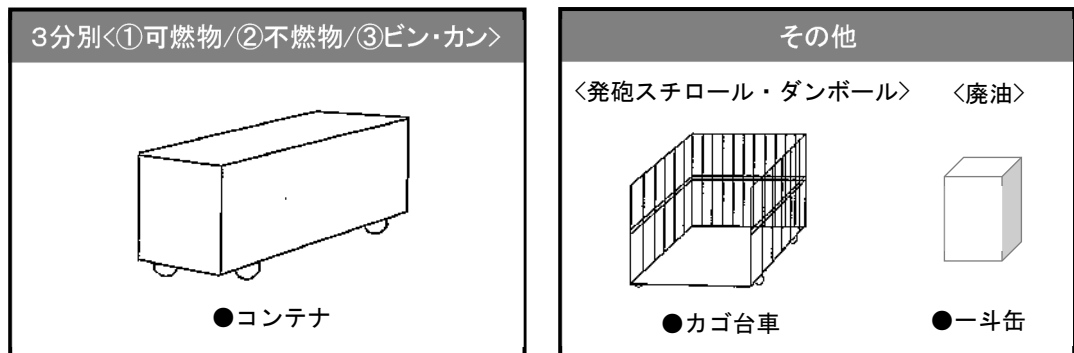
ゴミおよび廃棄物を有効・再利用するためにゴミの分けを以下の通りに徹底いたします。ご協力をお願いいたします。

- ①可燃物
- ②不燃物
- ③ビン・カン
- ④その他

発砲スチロール、ダンボール、廃油については別途の分けとなります。

収集場所は、後日お知らせします。

また、ゴミ袋につきましては、半透明または透明のゴミ袋を各自でご用意ください。



各出展者のゴミは原則として各自で処理をお願いします。著しく大量の破棄または、残材の積み残しが見受けられた場合は、「廃棄処分料」を申し受けする場合がございます。極力お持ち帰るようお願いいたします。

■販売時の使用を目的とした紙袋

販売時の使用を目的とした、オリジナル紙袋を用意いたします。(数量限定)

オリジナル紙袋 (ロゴ入り)
 (縦40cm×横32.5cm×奥行(まち部分)10.5cm)

必要な方は、16日13:00以降に会場内運営事務局までお越しください。
 今年はレジ袋のご用意はございません。



V. 斡旋事項について

1. アルバイトの手配

会期中のアルバイトの手配を希望する場合は下記業務内容を参照のうえお申してください。

<料金>

- ・ 1日8時間拘束（10：00～18：00） 17,600円（税込金額）
- ・ 残業1時間につき 2,750円（税込金額）
- ・ 開催時間（10：00～19：00）の合計金額 20,350円（税込金額）

※上記料金には交通費と昼食代が含まれています。

※時間外につきましては事務局までご相談ください。

※お支払いは、後日請求書をお送りいたします。

（出展者の都合により現場での勤務時間が短縮された場合でも、返金はいたしません）

※販売における金銭の授受や管理などの業務はマネキンをご手配ください。

詳しくは下記紹介業者までお問合せください。

※アルバイトの手配期限は会期の一週間前までとさせていただきます。

株式会社ディー・エヌ・エー

T e l : 03-5740-8100

M a i l : umezawa@dna-ex.co.jp 担当：梅沢

受付時間：10：00～18：00

<アルバイトの業務内容>

- ・ 搬入出のお手伝い
- ・ ストックからブースへ商品を運ぶ
- ・ 自主企画イベント等でのお客様の整理誘導
- ・ アンケート調査

2. マネキンの手配

販売等金銭を扱う業務はマネキンをご手配ください。
事務局では会期中のマネキンの手配はいたしかねますので、出展者ごとに直接お申し込みください。

なお、マネキンによるトラブルに関して事務局では一切関知しません。

<参考料金>業務内容や拘束時間により金額は異なります。

- ・ 1日8時間拘束（10：00～18：00） 16,750円（税込金額）
- ・ 残業1時間につき 2,100円（税込金額）

※上記料金には交通費は含まれます。詳しくを見積りを発行しますので、お気軽にお問合せください。

※出展者の都合により現場での勤務時間が短縮された場合でも、返金はいたしません。詳しくは下記紹介業者までお問合せください。

マネキン紹介業者（参考）


※マネキンの手配期限は10月末日までとさせていただきます。

第一ビジネス

T e l : 03-3685-6655 F a x : 03-3685-6699

M a i l : watabe@no1-business.co.jp 担当：渡部順子

受付時間 10:00～18:00



VI. 保健衛生対策 マニュアル

1. 食品衛生対策上の留意点

会場内で食品の物販や調理した食品の提供を行う際には、食品衛生法に基づく許可の取得や届出が必要です。

1) 主な許可業種と施設基準の抜粋、及び主な営業届出業種は以下のとおりです。

| 許可 (業種) | 内容 (対象食品) | 必要な設備 (主なもの) |
|-------------|--|---|
| 飲食店営業 | 弁当や総菜等をそのまま食べられるよう調理し販売。 酒類、ジュース、コーヒー、牛乳等のカップ売り。 アイスクリームやシャーベット等のディッシュアップ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・洗浄消毒装置を備えた流水式手洗い設備 (水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造) ・洗浄用のシンク ・取扱いする食品への汚染を防止するための区画 (実演枠など) 取扱品目により必要に応じて <ul style="list-style-type: none"> ・給湯設備 ・冷蔵設備、冷凍設備 |
| 食肉販売業 | 未包装の食肉、味付け食肉 (冷凍品を含む) の販売。 | |
| 魚介類販売業 | 未包装の鮮魚介類 (冷凍品を含む) の販売。 | |
| 菓子製造業 | 和菓子、洋菓子の製造販売 (最終工程のみも含む)。 | |
| アイスクリーム類製造業 | ソフトクリーム等の製造販売。 | |

| 届出 (営業の形態) | 内容 (対象食品) | 必要な設備 |
|---------------|--------------------------------|---|
| 食肉販売業 | 包装済みの食肉の販売 | <ul style="list-style-type: none"> ・取扱品目により必要な設備 |
| 魚介類販売業 | 包装済みの魚介類の販売 | |
| 乳類販売業 | 牛乳などの販売。 | |
| 野菜果物販売業 | 野菜や果物の販売 | |
| その他の食料・飲料販売業 | 弁当、総菜その他温度管理の必要な食料品 (包装品) 等の販売 | |

※ふぐを取り扱う際には、別途手続きが必要な場合があります。

2) HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理

原則すべての食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理」が義務づけられています。食品等事業者は一般的衛生管理に加え、業種や規模に応じて「HACCPに基づく衛生管理」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」のいずれかの衛生管理を実施する必要があります。小規模事業者等は、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を取り組むことができます。

実施手順は以下のとおりです。

- ① 「一般的衛生管理」及び「HACCPに沿った衛生管理」に関する基準に基づき衛生管理計画を作成し、従業員に周知徹底を図る
- ② 必要に応じて清掃・洗浄・消毒や食品の取扱い等について具体的な方法を定めた手順書を作成する
- ③ 衛生管理の実施状況を記録し保存する
- ④ 衛生管理計画及び手順書の効果を定期的に検証し、必要に応じて内容を見直す

厚生労働省HPにHACCPに沿った衛生管理の詳細や業態ごとの手引書が掲載されています。ご参照ください。

厚生労働省HPのHACCP (ハサップ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html

また、東京都HPもご参照ください。

食品衛生の窓 HACCPに沿った衛生管理の制度化

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/kaisei/haccp.html>

2. 食品の表示について

1) 食品の表示制度

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、正しく食品の内容を理解し、選択したり適正に消費したりするうえでの重要な情報源となっています。万が一事故が生じた場合には、その責任の追及や製品回収等の行政措置を迅速かつ適確に行うための手がかりになります。

※食品の表示に関する法律は様々なものがあります。

【食品表示法・不当景品類及び不当表示防止法・計量法・医薬品医療機器等法】

食品表示については、事前に地元の保健所や関係機関に相談をしてください。

2) 表示に関する原則

- ① 適正な表示のない食品は販売できません。
- ② 表示は邦文で、理解しやすい用語で正確に行います。
- ③ 容器包装を開かないでも容易に見ることができるように、容器包装のみやすい箇所に表示します。
- ④ 個別に表示された複数の商品を透明な袋に入れる場合でも外から全種の商品の表示が見えるようにする必要があります。
- ⑤ 表示に用いる文字は日本工業規格に規定する8ポイントの活字以上の大きさを使用してください。
- ⑥ 虚偽、あるいは誇大な表示を行ってはけません。

3) 消費者向けに販売する加工食品に必要な表示項目

- ① 名称
商品名ではなく、一般的な名称を表示する。
- ② 保存の方法
開封前の保存方法を表示する。「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」など。保存方法の基準が定められたものにはその基準に従って表示する。
- ③ 消費期限又は賞味期限
品質が急速に劣化する食品には「消費期限」それ以外の食品には「賞味期限」を表示する。
- ④ 原材料名
使用した原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。
- ⑤ 添加物
添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。原則は物質名による表示だが、用途名との併記が必要なもの、一括名表記が認められているもの、表示が免除されているものなどもある。
- ⑥ 内容量又は固形量及び内容総量
内容重量（グラム又はキログラム単位）、内容体積（ミリリットル又はリットル単位）又は内容数量（個数等の単位）を単位を明記して表示する。
- ⑦ 栄養成分の量及び熱量
熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量の表示をする。ナトリウムの量は食塩相当量として表示する。
- ⑧ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。事項名については、表示内容に責任を有する者が製品の製造業者である場合は「製造者」、加工業者である場合は「加工者」、輸入者である場合は「輸入者」と表示することが基本である。合意等によりこれらの者によって変わって販売業者が表示することも可能で、その場合の事項名は「販売者」となる。
- ⑨ 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称等
製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を表示する。輸入品は輸入業者の営業所の所在地及び輸入業者の氏名又は名称を表示する。
※⑧の住所及び氏名（名称）と⑨の所在地及び氏名（名称）が同一の場合は省略可能
※製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称は、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合に、消費者庁長官に届け出た製造所固有記号による表示をすることができる。
注：⑧⑨の食品関連事業者や製造者等の氏名（名称）は、法人の場合は法人名であり、個人の場合は個人の氏名です。屋号のみの表示は認められません。

4) 一定の要件に該当する場合に必要な表示項目

① アレルゲン

特定原材料を原材料とする加工食品及び特定原材料に由来する添加物を含む食品には、アレルゲンの表示が義務付けられている。個別表示が原則となるため、含まれる原材料名の直後に括弧を付して「(〇〇を含む)」と表示する。乳については「(乳成分を含む)」とする。添加物の場合は「(〇〇由来)」と表示し、乳の場合は「(乳由来)」と表示する。

【義務】特定原材料（7品目）：えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

【推奨】特定原材料に準ずるもの（21品目）：アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

② L-フェニルアラニン化合物を含む旨

アスパルテームを含む食品については「L-フェニルアラニン化合物を含む」などと表示する。

③ 原料原産地

国内で製造した全ての加工食品が原料原産地表示の対象となる。ただし、輸入品については、原料原産地表示ではなく「原産国名」の表示が必要である。

原材料に占める重量割合が最も高い原材料（「対象原材料」という）について、その対象原材料に対応してその原産地名を表示する。対象原材料が生鮮食品の場合は産地を表示し、対象原材料が加工食品の場合は製造地を表示する。

④ その他

指定成分等含有食品、特定保健用食品、機能性表示食品、遺伝子組替え食品、乳児用規格適用食品に該当する場合はそれぞれ必要な表示項目がある。

5) 消費者向けに販売する生鮮食品の表示項目

① 農産物

消費者向けに販売する農産物に必要な表示項目は「名称」と「原産地」である。その他、要件や特性に応じて表示が必要な項目がある。

なお、タケノコ水煮など加熱処理等行った場合や乾ししいたけなど乾燥を行った場合は加工食品になる。

② 水産物

消費者向けに販売する水産物に必要な表示項目は「名称」と「原産地」である。その他食品の特性に応じた表示が必要である。以下はその一例。

【水産物】「解凍した旨」、「養殖された旨」

【切り身又はむき身であって、生食用のもの】生食用である旨、保存温度 他

【生かき】生食用であるかないかの別 など

なお、ゆで海老など加熱処理等を行った場合、塩蔵わかめなど塩蔵等を行った場合、干物など水分調整の目的で乾燥した場合、しめさばなど酢等で加工した場合は加工食品になる。

③ 畜産物

消費者向けに販売する畜産物（食肉）に必要な表示項目は「名称」と「原産地」、「鳥獣の種類」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「添加物」、「加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称」等である。

なお、焼肉のタレに漬けた味付けカルビなど調味した場合、豚カツ用の豚肉など衣を付けた場合は加工食品になる。

※①～③については、容器包装に入れられたものは容器包装の見やすい箇所に表示する。容器包装に入れられていないものは、近接した掲示その他見やすい場所に表示する。

また、「特定保健用食品」、「機能性表示食品」、「乳児用規格適用食品」、「特定商品の販売に係る計量に関する政令第 5 条に規定する特定商品であって密封されたもの」、「放射線を照射した食品（農産物）」、「遺伝子組み換え農産物」は、別途表示すべき事項などがある。

④ 玄米及び精米

必要な表示項目は「名称」と「原料玄米」、「内容量」、「調製時期、精米時期又は輸入時期」、「食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」である。「原料玄米」の表示内容は、産地、品種、産年、使用割合などが規定されている。

食品表示基準は、原料原産地表示制度の開始、食品添加物表示の改正、遺伝子組換えに関する任意表示制度の改正その他従前のルールから変更されている点があります。変更内容や経過措置期間に留意して表示してください。

食品表示に関する詳細は、消費者庁 HP の食品表示法等（法令及び一元化情報）をご参照ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act

豊島区池袋保健所 生活衛生課 食品衛生グループ

東京都豊島区東池袋4-42-16 電話03-3987-4177

「実演販売営業」をする際の注意事項

下記に該当する行為を行う出展者は実演囲いを設け、その中で調理行為を行う必要があります。

- ・焼く、煮る、茹でるなどの行為を伴う調理販売
 - ・切る、混ぜるなどの行為を伴う調理販売
 - ・注ぐ、盛るなどの行為を伴う調理販売
- ※ビールサーバーおよびソフトクリームサーバーでの実演販売をする際にも必要になります。

上記行為を伴う際は予め申請書類に明記し、実演囲いを設置するレイアウトでブース内の設計をお願いいたします。



【参考画像：実演囲い】

【その他禁止事項】

ハムなど食肉製品をカットし販売する場合は、その行為の内容によって認められないと判断することもありますし、許可を取得すれば可能であることもあります。事前に保健所へご相談ください。

実演販売は保健所の申請の元、販売を行える許可を得て行う行為になります。申請内容と異なる内容の際は、販売自体行えなくなる可能性がありますので、ご注意の程よろしくお願い申し上げます。

以上、ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

A decorative graphic on the left side of the page. It features a vertical grey bar with a gradient. Overlapping this bar and extending into the white background are several circles of varying sizes and shades of grey. One circle is small and positioned high up. Another is larger and overlaps the vertical bar. A third is the largest, overlapping the bottom of the vertical bar and extending across the page. A fourth circle is positioned to the right, overlapping the bottom of the largest circle.

Ⅶ. 酒類販売マニュアル

1. 酒類の販売と必要手続き

酒類の販売については、周知のとおり免許が必要となっています。

営業許可免許のコピー、その他別紙必要書類を揃え豊島税務署への届出が必要となります。酒類の販売を希望する場合は申請書をご提出ください。

届出は事務局にて代行し税務署へ提出いたします。

※提出期限内に申請がない場合には酒類の取り扱いはないものとみなします。

事前の届出と事後の届出があります。

(提出期限 事前9月8日(金)、事後12月1日(金))

1) 期限付酒類小売業免許取得の必要について

ニッポン全国物産展にて酒類の販売を行う場合には、期限を付した酒類小売業免許の取得が必要となります。

酒類小売業免許をお持ちの出展者のみ期限付酒類小売業免許を取得することができます。

期限付免許の取得には、所轄税務署に対し申請または届出の2種類の方法がありますが、本物産展は一定の条件を満たしているため、届出を持って免許を取得する流れとなります。

(申請と届出は許可される内容が異なります)

酒類の販売を希望される出展者ごとに詳細を集め、事務局が代行して届出をし、免許を取得いたします。

2) 届出による免許取得の条件について

届出においての条件はほぼ満たしておりますが、出展者には下記事項の厳守をお願いいたします。

○酒類を販売する目的が、特売又は在庫処分等でないこと

○値引きおよび景品つき販売の禁止

○販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一であること

○開催場所以外の場所へ酒類を配達しないこと

○申請のあった出展者のブース内に限定した販売であること

厳守されない場合には酒類の販売を中止していただきますので十分ご注意ください。

3) 届出に必要な書類について

<様式の提出>

様式9『酒類販売申請書』・・・・・・・・提出が必要な書類 事前提出①～⑦
事後提出⑧～⑨

提出日：事前9月8日（金）

※各出展者ごとに全ての書類が必要となります。県単位での申請はできません。

様式9
酒類申請
①～⑦
提出9/8

| 事前届出必要書類 | | |
|----------|--------|------------------------------|
| 通し番号 | 提出日 | 書類内容 |
| 事前① | 9/8（金） | 期限付酒類小売業免許届出必要書類 |
| 事前② | 9/8（金） | 建物等の配置図（建物の構造を示す図面） |
| 事前③ | 9/8（金） | 事業の概要（販売設備状況書） |
| 事前④ | 9/8（金） | 『酒類の販売管理の方法』に関する取り組み計画書（全2頁） |
| 事前⑤ | 9/8（金） | 販売する酒類を説明した書類 |
| 事前⑥ | 9/8（金） | 酒類販売管理者選任（解任）届出書 |
| 事前⑦ | 9/8（金） | 酒類販売業免許の免許要件誓約書（全3頁） |
| ☆ | 9/8（金） | 資格証明書交付申請書コピー又は酒類小売業免許コピー |
| ☆ | 9/8（金） | 酒類販売管理者標識 |

上記9種の書類の提出が必要です。

（その他必要書類については事務局にて用意します。）

遅れての提出は認められません。

事前、事後共に届出が必要です。

酒類販売管理者標識について

酒税法及び酒類業組合法の一部を改正する法律が、平成29年6月1日施行されました。

改正法施行後、酒類小売業者は、販売場の見やすい場所に販売管理者の氏名及び研修最終受講日など、財務省令で定める事項を掲示した標識の掲示をしなければなりません。

本イベントにおいても本年より下記の酒類販売管理者標識が必要になりましたので、提出書類・記入例をご確認の上、ご提出お願いいたします。

様式 8
酒類申請
⑧～⑨
提出 12/1

提出日：事後12月1日（金）

※各出展者ごとに全ての書類が必要となります。県単位での申請はできません。

| 事後届出必要書類 | | |
|----------|---------|----------------------------------|
| 通し番号 | 提出日 | 書類内容 |
| 事後⑧ | 12/1（金） | 酒類の販売数量等報告書 |
| 事後⑨ | 12/1（金） | 「未成年の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書（全4頁） |

会期終了後速やかに提出をお願いいたします。

必ずご提出ください。